



# 1

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

南今福公園ほか5公園遊具修繕

### 2 契約の相手方

株式会社コトブキ

### 3 随意契約理由

本件は、南今福公園、中浜公園、古市中公園、千林公園、新森北公園、鶴見北公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

南今福公園、古市中公園、千林公園、新森北公園に設置している幼児用ブランコのバケット部欠損及び鎖部の金具類損耗、鶴見北公園に設置している幼児用ブランコの鎖部の金具類損耗、中浜公園に設置している児童用ブランコの座板部欠損及び鎖部の金具類損耗が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

鶴見緑地公園事務所

## 2

### 随意契約理由書

1 修繕名称

玉出南公園ほか1公園遊具修繕

2 契約相手方

内田工業 株式会社

3 随意契約理由

本件は、玉出南公園に設置している複合遊具の転落防止柵に亀裂が生じ、踊り場・デッキ部分においても著しく損耗しており、また北津守公園の複合遊具においてもチューブスライダーに亀裂が生じている状況であり、来園者に継続的に安全な遊具として提供することができないため修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

# 3

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

千舟公園ほか6公園児童用ブランコ修繕

### 2 契約相手方

株式会社コトブキ

### 3 随意契約理由

本件は千舟公園、花川公園、大和田北公園、田川東公園、東大道公園、西淡路公園、新駅2号公園に設置されている児童用ブランコの修繕を行うものである。

現在、上記7公園に設置されている児童用ブランコにおいて、経年劣化による鎖の摩耗が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

# 4

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

小林公園便所排水管修繕（緊急）

### 2 契約相手方

廣野建設株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、小林公園に設置している女子トイレの排水管が詰まって使用できないため修繕を行うものである。

現在、当該女子トイレは使用禁止のうえ止水しているが、当該公園は有料施設があり利用者が非常に多く、当該女子トイレは園内に設置されている唯一の女子トイレのため代替施設の提供ができない。

このまま利用できない状態が続くと、利用者に対して快適な施設を提供できず利用者の利便性を損なうことに加えて、長期にわたり止水を行うと配管の詰まりや、においの発生原因となり、衛生面についても使用に耐えないことから早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

### 5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

## 随意契約理由書

1. 修繕名称 : 水質試験所誘導結合プラズマ発光分光分析装置修繕(緊急)(その2)

2. 契約相手方 : 株式会社ジェイ・サイエンス関西 大阪支店

## 3. 随意契約理由

水質試験所では、事業活動に伴い発生する工場排水中に含まれる有害物質を測定しており、得られた結果を事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

今回修繕を行う誘導結合プラズマ発光分光分析装置は、水質汚濁防止法第3条の排水基準に定められているカドミウム、鉛等の分析に使用する装置である。今般、誘導結合プラズマ発光分光分析装置において、本体内部の部品劣化により測定精度が低下し、使用できなくなったものである。

このため、日々搬入される工場排水の分析が行えず、排水基準値を超える排水が下水処理場に流入した場合、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく大量の薬品を投入し処置しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流された場合は、自然環境の破壊に直結し、市民の生命・財産に影響を及ぼすことから至急、修繕の必要がある。

上記業者は製造元であるサーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

## 5. 担当部署

建設局下水道部下水道資源循環課水質試験所

# 6

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

もと南工営所ポンプ設備修繕

### 2. 相手方

株式会社 荏原製作所

### 3. 随意契約理由

本件は、もと南工営所におけるポンプ設備が稼働できないため修繕を行うものである。

令和6年7月5日、南部方面管理事務所管理棟1階の一部において火災が発生し、消火はしたものの消火剤や煤等による汚れが事務室全体に広がっており、1階事務室では工営所としての機能が果たせないことから、管理棟4階集会室等に事務所機能を移転し業務を継続しているが、事務所として使用するには建築設備関係等が不十分なため、もと南工営所に事務所機能を一時移転することが決定した。

しかしながら、もと南工営所は、事務所統合以降、10年以上空施設であったため、ポンプ設備が稼働出来ない状況であることから早急に修繕する必要がある。

なお、本設備は上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では制作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての補償を持たせる必要があることから、株式会社 荏原製作所に随意契約を依頼するものである。

### 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

南部方面管理事務所 管理課

# 7

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

長居公園事務所詰所空調設備修繕

### 2 契約相手方

日本キャリア株式会社（旧 東芝キャリア株式会社）

### 3 随意契約理由

本件は、長居公園事務所詰所にある空調設備が、経年劣化による室外機・室内機の不具合により作動しないことから修繕を行うものである。

このまま当該設備の利用ができない状態では、事務所内の適切な室温調整・空気循環などの業務に適した環境を維持することができないことから修繕を行うものである。

なお、本設備は、日本キャリア株式会社が設計製作したもので、修繕には独自の技術を必要とする。また、取替え部品も他社で製作しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、本修繕は、部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、その後の点検等のアフターサービス業務ができる唯一の上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所 長居公園事務所

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

道頓堀川水門管理棟ほか3施設消防設備修繕（緊急）

### 2 契約の相手方

株式会社ティーエスエー防災設備

### 3 随意契約理由

本件は、「令和6年度扇町アンダーパス外13消防設備点検業務委託」において消防設備点検を行ったところ、道頓堀川水門管理棟、東横堀川水門、湊町駅前東西線地下歩行者道、加賀屋緑地の誘導灯及び自動火災報知受信機に不具合が生じ、正常に動作しないことが判明したため、修繕を行うものである。

本設備が正常に作動しない場合は消防法に違反するだけでなく、火災発生時において施設利用者及び職員の安全性を損なうため早急に修繕を行う必要がある。

株式会社ティーエスエー防災設備は現在、上記業務委託を受託していることから現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、入札に付して、受注者を決定することと比較し、経済的に合理的で工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号及び6号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

桃ヶ池公園ほか5公園遊具修繕

## 2 契約相手方

株式会社コトブキ

## 3 随意契約理由

本件は、桃ヶ池公園及び長吉東部中央公園に設置されている幼児用ブランコチェーン、山之内中央公園にある複合遊具チューブスライダー接合部亀裂、手摺塗装及びクライムボード足掛部一部欠損、山之内北公園にある複合遊具ワイヤネットの被覆剥がれ、平野白鷺公園にある児童用ブランコチェーン交換及び複合遊具ワイヤネットの被膜剥がれ、東田辺さくら公園にある複合遊具の落下防止板取り付け金具の欠損及びバブルパネル焼損による交換が必要であり、今後も来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所